

地域教育コーディネーター謝金について

概要

「地域教育コーディネーター」は社会教育法の「地域学校協働活動推進員」を指す川崎独自の呼称です。地域学校協働活動を中心に推進するために、**地域を学校の橋渡し**をしていただく役割として委嘱させていただきます。

なお、本市では地域教育コーディネーターの役割として、大きく次の2つの活動に整理しています。

- ① 学校運営協議会に参加し、「放課後等の体験活動・学習活動」や「学校支援活動」を推進
- ② 地域の団体や人材のネットワークづくりや活性化を推進（地域教育会議の事務的業務を含む）

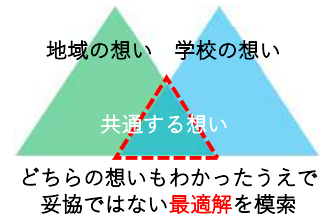
この2つの活動については、兼任や複数人で役割分担することもできますので、地域や学校の状況を踏まえて、より活動しやすい体制になるよう事前に、地域教育会議や学校と御調整をお願いします。

【2つの活動】

① 学校運営協議会に参加し、「放課後等の体験活動」や「学校支援活動」を推進

【目的】地域が主体的に学校運営に参画し、地域の力を活かして学校教育の充実を図ります。

【活動】学校運営協議会で、学校運営や学校の教育ビジョンを共有。カリキュラムに関係した放課後の学習支援活動や授業への協力者と学校をつなぐことで、充実した学びの機会を提供します。



② 地域の団体や人材のネットワークづくりや活性化を推進

【目的】地域の様々な団体や人材がそれぞれの強みを生かし、必要に応じて協力し合えるような緩やかなネットワークづくりを目指します。

【活動】社会教育や学校教育などに関心のある方々が、お互いの想いや活動を共有し、連携できるような「ネットワーク会議」を開催。多様な地域団体や人材で構成される地域教育会議の運営を通じて、地域のつながりを深めるための、事務的な業務（総会の準備や広報、会計など）を担います。

緩やかなつながりで、
社会教育活動が活性化



謝金の振込

- 地域教育コーディネーターの活動は学校教育にも好影響が期待されることから、文部科学省からの一部補助を得て、謝礼の予算を確保しています。
- 地域教育コーディネーターの委嘱が完了後、3月末までのコーディネーター謝金予算分を、各中学校区地域教育会議の口座にまとめてお振込みします。なお、年度末に謝金の残余が発生した場合は、委託費とあわせて戻入いただく形となります。※休止中の地域教育会議については、別途お問合せください。

謝金の受け取り

- 謝金の単価上限は1,480円/1時間（交通費含）となり、各中学校区謝礼金上限の範囲内で謝金を受け取ります。活動した時間や内容を出勤簿に記入していただき、決算時に御提出いただきます。出勤簿はウェブページ上にも掲載していますので、ご活用ください。
- 地域教育コーディネーターの人数の上限はありません。人数や活動に応じて予算の範囲内で謝金をお渡しする形となりますので、年度はじめに地域教育会議議長と調整をお願いします。
- 謝金としての予算は、他の品目に流用することはできません。
- 謝金を受け取らず、戻入することも可能です。

謝金対象の業務

- ・謝金対象の業務としては、次の内容が該当します。
 - ①学校との連絡調整や話し合いなど
 - ②会議（総会、運営委員会やネットワーク会議等）開催の準備
 - ③地域学校協働活動に関わる事業（子ども会議等）のコーディネート（連絡や準備）
 - ④上記①～③に関わる事務局業務（会計等）
 - * **構成員の一人として参加する会議や活動に関しては対象外**です。
 - * **コーディネーターが地域教育会議の事業で講師をする場合、「講師としての準備等にかかる時間」は謝金の対象外**となります。
 - * 代表者会議や交流会等の参加、研修会等の参加（参加料含む）は、謝金の対象外です。
〔地域教育会議の委託費から交通費を支出することはできません〕
 - ・学校運営協議会が設置されている学校（コミュニティスクール）で地域教育コーディネーターがその委員の場合、委員としての報酬がありますので地域教育コーディネーターの謝金は受け取ることはできません。
- ※謝金対象の業務について不明な点がございましたら、地域教育推進課にお問い合わせください。

所得税の申告について

所得税の申告は、基本的には必要となりますが、個人の「その他の収入や申告の状況」や、「コーディネーターの活動状況」によって異なります。

詳しくは個別に税務署にご相談いただく形となりますが、活動形態による所得の種類の見え方や申告義務がないケースについて御紹介しますので、ご参考ください。

●所得の種類

（１）給与所得

年間を通して内容や回数がある程度計画立てられる定期的な活動形態である場合は、「給与」とみなし、所得税法 185 条が適用されます。

ただし、あくまで活動形態から所得税法上の扱いを「給与」とみなすものですので、実際に雇用関係が発生するものではありません。そのため、ご自身で確定申告をしていただく形となります。

（２）雑所得

公的年金等、非営業用貸金の利子、副業に係る所得（原稿料やシェアリングエコノミーに係る所得など）が該当します。年間の定期的な活動ではなく、不定期的に必要に応じて随時行った活動に対する謝礼のようなものが該当します。

●申告義務がないケース（例）

（１）収入から経費や所得控除を差し引いて、所得がゼロの場合

（２）給与収入の金額が 2,000 万円以下、かつ 1 か所から給与等の支払いを受けており、その給与全部について源泉徴収される人で、その他の所得金額が 20 万円以下の場合

（３）給与所得の収入金額から、雑損控除、医療費控除、寄付金控除、基礎控除以外の各所得控除の合計額を差し引いた金額が 150 万円以下で、その他の所得金額が 20 万円以下の場合

（給与の全部について源泉徴収がされている場合のみ。たとえ 150 万円以下であっても、源泉徴収が未了のパート収入がある場合などは、申告が必要です。）

※【所得税の対象期間】

1 月 1 日から 12 月 31 日までの 1 年間に所得があった金額ととなります。地域教育コーディネーターの嘱託期間や地域教育会議の活動期間などと異なる場合が多いため、ご注意ください。

地域教育コーディネーター謝金確認表

(2026.4 版)

【地域教育コーディネーター謝金】

- ① 謝金単価 上限額：1,480円／1時間
- ② 謝金の受け取り：活動した [時間] と [内容] を出勤簿に記入する

- * 謝金としての予算は、他の品目に流用することはできません。
- * 謝金を受け取らず、戻入することも可能です。

| 業務内容 | 謝金の支払い |
|--|--------------------------------------|
| ① 学校との連絡調整や話し合い [学校運営協議会や地域教育会議について等] | ○ |
| ② 会議（総会、運営委員会やネットワーク会議等）開催の準備 [文書作成・送付等] | ○ |
| ③ 地域学校協働活動に関わる事業（子ども会議等）のコーディネート [連絡・準備等] | ○ |
| 上記①～③に関わる事務局業務 [会計等] | ○ |
| 会議（総会、運営委員会やネットワーク会議等）や事業（子ども会議等）への参加 | × * 構成員の一人として参加する会議や活動については対象外 |
| 学校運営協議会（コミュニティ・スクール）への出席 | × * 学校運営協議会の委員として別途報償があるため |
| 研修講座への参加 ※ 自己研鑽やスキルアップを目的に参加するもの | × * 地域教育会議の委託費から <u>交通費</u> の支給は可 |
| 地域教育コーディネーター情報交換会 ※ 緩やかなつながりづくりを目的に参加するもの | ○ |